

米国の戦略核運用政策の変遷と現状

松 山 健 二

- ① 米国の戦略核運用政策の基軸は、ケネディ／ジョンソン政権がそれを採用してから、常に対兵力目標選定であった。ケネディ／ジョンソン政権以降に新たに模索された、「選択性と柔軟性」（ニクソン／フォード政権）にしても、「長期核戦争という選択肢」（カーター政権及びレーガン政権）にしても、戦略核による抑止の対象をワルシャワ条約機構の戦略核から通常戦力など他の戦力まで含め、その抑止を確実なものとするための方策として進められた。
- ② 冷戦終結後の米国の戦略核運用政策は、ソ連の主たる承継国であるロシアとの間に軍事的対立が再燃することなどに備えて、核戦力を大幅に増強できるようにしつつ、大量破壊兵器を保有又は開発するとの意図を持つとされる、いわゆる「ならず者国家」を攻撃目標とすることに焦点を当てるようになる。ブッシュ政権は、核・非核攻撃能力を含む「新たな3本柱」の構築を提示し、堅固で地中深く埋められた目標、移動式及び再配置可能な目標及び生物化学兵器の撃破の必要性を訴えて核兵器の質的強化を図った。
- ③ ブッシュ政権が核兵器の質的強化を図ったことは、それ自体は兵器の一般的な能力向上として位置づけられるかもしれない。しかしながら、現在ある核兵器では「ならず者国家」の生物化学兵器を十分に抑止することはできないなどとするその主張は、当該兵器の破壊力が核兵器と通常兵器の間に位置するものであり、冷戦期における戦略核による核・通常戦力に対する抑止が有効に機能していたとすれば、妥当とはいえない。
- ④ 通常弾頭搭載弾道ミサイルを含む「新たな3本柱」の模索は、ロシアとの間の軍備管理体制を十分に考慮したものはいえず、慎重な対応が望まれる。冷戦期のような対立関係とはほど遠いとはいえ、地球を破壊できる強力な核戦力を保有する米露が、戦略的安全性に基づく軍備管理体制をさらに強化することは、国際社会の安全保障にとって必須の課題である。

米国の戦略核運用政策の変遷と現状

外交防衛課 松山 健二

目 次

はじめに

- I 戦略核の戦力構成
 - II 戦略核運用政策と大統領指令
 - III 米国の戦略核運用政策の変遷
 - 1 トルーマン政権
 - 2 アイゼンハワー政権
 - 3 ケネディ／ジョンソン政権
 - 4 ニクソン／フォード政権
 - 5 カーター政権
 - 6 レーガン政権
 - 7 ジョージ・H・W・ブッシュ政権
 - 8 クリントン政権
 - IV ブッシュ政権の戦略核運用政策
 - V 考察
- おわりに

〈略語一覧〉

はじめに

冷戦終結により大規模核戦争の可能性が小さくなったものの、核兵器は国際社会において未だに主要な課題の一つである。核兵器を保有しているのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、パキスタン及びイスラエルの8か国である。北朝鮮は核実験を行ったと発表しているものの⁽¹⁾、使用可能な核兵器を生産する能力の有無について国際社会のコンセンサスはない⁽²⁾。核兵器不拡散条約(Non-Proliferation Treaty : NPT、1968年7月1日署名、1970年3月5日発効)では、1967年1月1日より前に核実験を行った国を核兵器国(nuclear-weapon state)として核兵器の保有を認めているが、その核兵器国(米国、ロシア、フランス、英国、中国)以外のインド、パキスタン及びイスラエルの核保有に加えて、北朝鮮の核開発及びイランの核開発疑惑は、核の拡散として国際社会が憂慮している。なお、イスラエルは核実験を公然とは行っておらず⁽³⁾、核兵器の保有を認めていない⁽⁴⁾。

他方、NPTでいう核兵器国については、長期的な傾向として、5か国とも核兵器を減らしてきている。核兵器の総数が史上最多であった1986年と現在を比較すると、米国は24,401発か

ら10,400発に、ロシアは45,000発から14,000発、英国は300発から185発、フランスは355発から300発、中国は425発から241発と核兵器の数は減っている。この数には予備や廃棄予定のものが含まれており、それらを除くと、現在米国の保有する核兵器は4,075発、ロシアは5,189発、中国は176発となる(英仏はそれぞれほぼ同数)⁽⁵⁾。質的強化については、命中精度を高めるなど5か国すべてが進めている。なお、近年の傾向として、中国は核兵器の質的強化だけでなく量的強化も進めていると指摘されている⁽⁶⁾。

NPTの当事国は、その第6条で、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置などについて、誠実に交渉を行うことを約束している。米ソ(露)間の戦略核の軍備管理条約として、第1次戦略兵器削減条約(Strategic Arms Reduction Treaty I : START I、1991年7月31日署名、1994年12月5日発効)、第2次戦略兵器削減条約(Strategic Arms Reduction Treaty II : START II、1993年1月3日署名、未発効)及び戦略攻撃能力削減条約(Strategic Offensive Reductions Treaty : SORT、2002年5月24日署名、2003年6月1日発効)があるが、いずれもその前文においてNPT第6条の義務について言及している。

そこで、本稿では、ユーゴスラヴィア(1999

(1) 「地下核実験を成功裏に実施」『朝鮮通信』15062号、2006.10.10、p.1。

(2) Shannon N. Kile et al., "World Nuclear Forces, 2008," in Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: Armaments, Disarmament and International Security*, Oxford: Oxford University Press, 2008, pp.397-398.

(3) 1979年9月22日に、イスラエルが南アフリカ東岸で核実験を行ったといわれるが、同国はこれを認めていない。Frank Barnaby, *How to Build a Nuclear Bomb and Other Weapons of Mass Destruction*, London: Granta Books, 2004, p.82.

(4) Avner Cohen, *Israel and the Bomb*, New York: Columbia University Press, 1998, p.1.

(5) Natural Resources Defense Council, "Global Nuclear Stockpiles, 1945-2006," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.62 no.4, July/August 2006, pp.64-66; Kile et al., *op.cit.* (2), pp.366-367; Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "Chinese Nuclear Forces, 2008," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.64 issue 3, July/August 2008, pp.42-45; Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "French Nuclear Forces, 2008," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.64 issue 4, September/October 2008, pp.52-54.

(6) Office of the Secretary of Defense, *Annual Report to Congress: Military Power of the People's Republic of China 2008*, 2008, pp.24-27. <http://www.defenselink.mil/pubs/pdfs/China_Military_Report_08.pdf>, accessed on September 24, 2008.

年)、アフガニスタン(2001年)、イラク(2003年)に対する武力行使を主導するなど他を圧倒するパワープロジェクション(power projection)を示し、日本の同盟国であり東アジアの安全保障に深く関与している米国の核政策を分析することで、国際社会の安全保障における核兵器の役割の一側面を明らかにする。パワープロジェクションとは、世界の様々な地域に迅速に戦力を展開し維持することをいう⁽⁷⁾。

具体的には、米国の戦略核運用政策(action policy)の変遷と現状を分析する。最初に戦略核の戦力構成を概観し、次に戦略核運用政策と密接な関係を持つ大統領指令(Presidential Directive)を紹介する。これらを踏まえ、ハリリー・S・トルーマン(Harry S. Truman)政権に始まる米国の戦略核運用政策の変遷を概観し、ブッシュ政権の戦略核運用政策を分析する。なお、本稿では、特に断らない限り、ブッシュ政権というときは、1989-1993年のジョージ・H・W・ブッシュ(George H. W. Bush)政権ではなく、2001年に任期が始まったジョージ・W・ブッシュ(George W. Bush)政権を指す。

I 戦略核の戦力構成

核兵器は、一般に戦略核兵器(strategic nuclear weapon)と戦術核兵器(tactical nuclear weapon)に大別されるが、普遍的な定義はない。米露においては、戦略核は、大陸間弾道ミサイル(Intercontinental Ballistic Missile: ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(Submarine-Launched Ballistic Missile: SLBM)、長距離爆撃機によって構成されるが、これらを併せて3本柱(Triad)という。START Iでは、ICBMを「5,500km

を超える射程距離を持つ地上発射弾道ミサイル」(附属定義書第54項)、SLBMを「600kmを超える射程距離を持つ弾道ミサイルで、潜水艦で輸送されるか潜水艦から発射されるもの」(同第109項)、長距離爆撃機を「8,000kmを超える航続距離を持つ核を搭載した長距離射程の空中発射巡航ミサイル(Air-Launched Cruise Missile: ALCM)を装備した爆撃機」(同第36項)と定義している⁽⁸⁾。SORTの規制対象は戦略核弾頭であるが、条約上それを定義することはなく、START Iで規定された戦略核運搬手段に搭載されるものとして解されている(詳細は後述)。

3本柱の共通点は、米露間において、それぞれの領土又は公海から直接相手の領土にある目標を攻撃できることにある。形容詞としての「戦略(の)(strategic)」のこのような使用法は、名詞の「戦略(strategy)」から自然に導かれたものではない。航空戦力の発達によって、敵の中核への攻撃を、地上の戦場への支援と区別し、戦争の勝敗を決することを期待して戦略爆撃(strategic bombardment)などと表現するようになったことに由来するものである⁽⁹⁾。また、岩やコンクリートで硬化されている攻撃目標を硬化目標というが、戦略核は硬化目標破壊能力を要することが求められる。硬化目標破壊能力とは、具体的には高い命中精度と強力な破壊力である。核兵器に限らず、ミサイルや爆弾の命中精度の指標としては、発射した兵器の半数が目標の中心からどれだけ離れた地点に着弾するかを表す半数必中界(Circular Error Probable: CEP)が用いられる。この数値が小さいほど命中精度が高いことを意味する。

3本柱の利点について、リチャード・W・ミース(Richard W. Mies)米戦略軍司令官(当時)は、

(7) 米統合参謀本部刊行の『国防総省軍事用語辞典』によれば、パワープロジェクションで求められる能力は、戦力だけでなく政治など様々な分野の国力を含む。Joint Chiefs of Staff, *Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms*, 12 April 2001 (As Amended through 04 March 2008), Joint Publication 1-02, p.422. <http://www.dtic.mil/doctrine/jel/new_pubs/jp1_02.pdf>, accessed on June 15, 2008.

(8) 長距離爆撃機の条約上の表現は、重爆撃機(heavy bomber)である。

(9) Lawrence Freedman, *The Evolution of Nuclear Strategy*, 3rd ed., New York: Palgrave Macmillan, 2003, p.112.

2001年7月11日の上院軍事委員会公聴会において、次のように証言している⁽¹⁰⁾。ICBMは迅速な反応、SLBMは残存性、長距離爆撃機は柔軟性において、他の戦略核より優位に立つ。固定サイロに配置されているICBMは高度の発射準備態勢にあり、3本柱の中で最も迅速に攻撃できる。SLBMは海洋に展開していれば、それを見つけて攻撃することは困難である。長距離爆撃機は、出撃後も核兵器を発射するまでは作戦の変更が可能である。そして、このような3種類の異なる核戦力があることが敵の攻撃・防衛計画を複雑にするという。

米国が保有する3本柱は、ICBMはミニットマン (Minuteman) III、SLBMはトライデント (Trident) II、長距離爆撃機はB-52H及びB-2である。最も破壊力が大きいのはB-52Hが搭載するB83であり、その威力は1から2メガトンである⁽¹¹⁾。最も小さいのはB-2が搭載するB61-11であり、その威力は0.3から340キロトンである⁽¹²⁾。なお、参考までに掲げると、第2次世界大戦において広島に投下されたリトル・ボーイ (Little Boy) と長崎に投下されたファット・マン (Fat Man) の威力は、それぞれ13キロトンと23キロトンである⁽¹³⁾。

核兵器とは、「放射性物質を爆破のための主な燃料として用いる爆破装置」⁽¹⁴⁾、「所定の装備、着火、発砲という一連の動作の完了をもって、核連鎖及びエネルギーの放出を行うことが

できるように、意図して基本的に配置されている組み立て一式 (例えば、爆縮型、砲弾型、熱核型)」⁽¹⁵⁾などと定義されるが、実際には、これを攻撃目標まで到達させる運搬手段を初め、指揮・統制・通信及び情報 (Command, Control, Communications and Intelligence : C³I) や兵站などが必要であり単独で運用されることはない。核兵器に限らないが、武器の使用を承認し指令を伝えるための施設や装備などをC³Iという。また、C³Iに監視及び偵察の機能を加えたものを、指揮・統制・通信・コンピューター・情報・監視及び偵察 (Command, Control, Communications, Computers, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance : C⁴ISR) という。

例えば、トライデントIIは、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSBN)⁽¹⁶⁾であるオハイオ (Ohio) 級に1隻あたり最大24基装備される。トライデントIIには、複数の再突入体 (Reentry Vehicle : RV) が搭載されており、そのRVには一つずつ核弾頭が入っている。SLBMについていえば、核兵器というときは核弾頭、RV又はSLBM、核戦力⁽¹⁷⁾というときはSLBM、SSBN又は両方を指すことが多い。また、核弾頭及びRVと区別するために、SLBMを核運搬手段というときもある。ICBMは、SLBMと同様にRVを搭載し、SSBNに当たるのは発射台であるが、これには固定式と移動式がある。固定式ICBMは通常地下にあるサイロに収納されてお

(10) Senate Committee on Armed Services, *Department of Defense Authorization for Appropriations for Fiscal Year 2002: Hearings before the Committee on Armed Services*, pt.7, 107th Cong., 1st sess., 2002, S. HRG. 107-355, pt.7, pp.242-243.

(11) Duncan Lennox, ed., *Jane's Strategic Weapon Systems*, Coulsdon: Jane's Information Group, 2008, issue 48, pp.195-196.

(12) *ibid.*, pp.194-195.

(13) James N. Gibson, *Nuclear Weapons of the United States: An Illustrated History*, Atglen: Schiffer Publishing, 1996, p.86.

(14) Benjamin C. Garrett and John Hart, *Historical Dictionary of Nuclear, Biological, and Chemical Warfare*, Lanham: Scarecrow Press, 2007, pp.154-155.

(15) Joint Chiefs of Staff, *op.cit.* (7), p.384.

(16) SSBNは、米軍で採用されている称号であり、“Fleet Ballistic Missile Submarine.”を表す。

(17) 戦力とは「軍事要員、兵器システム、装備及び必要な支援の集合体又はそれらの組み合わせ」と定義される。Joint Chiefs of Staff, *op.cit.* (7), p.210.

り、移動式ICBMは車両又は鉄道によって運搬される。長距離爆撃機については、RVに相当するのは核爆弾とALCMである。

長距離弾道ミサイルは、加速ロケット及びポストブースト・ビークル (Post Boost Vehicle : PBV) によって構成される。長距離弾道ミサイルが単弾頭のときは、PBVがそのままRVとなるが、複数の弾頭を搭載するときは、PBVからさらにRVが複数放出される⁽¹⁸⁾。複数のRVを搭載しているPBVを複数再突入体 (Multiple Reentry Vehicle : MRV)、そのうちRVが異なる目標に向かうものを個別誘導複数再突入体⁽¹⁹⁾ (Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle : MIRV) という。MIRVについては、異なる目標にRVを向かわせるため、飛翔経路、速度及びRVを放出する時期が予め設定されている⁽²⁰⁾。ICBMについては、MRVを搭載したときMRV化 (MRVed) ICBM、MIRVを搭載したときMIRV化 (MIRVed) ICBMという。なお、加速ロケットを切り離した後も、動力によって機動するRVを機動式再突入体 (Maneuvering Reentry Vehicle : MARV) という。MARVを搭載したICBMをMARV化 (MARVed) ICBMという。

本稿では、戦略核弾頭というときは核弾頭・RV、核爆弾及び核搭載ALCM、戦略核運搬手段というときは、ICBM、SLBM及び長距離爆撃機、戦略核戦力 (文脈上明らかなきは戦略核) というときはICBM、SLBM、SSBN及び長距離爆撃機を指すこととする。

II 戦略核運用政策と大統領指令

戦略核に関する政策は、宣言政策 (declarato-

ry policy)、戦力開発政策 (force development policy)、運用政策に分けられる⁽²¹⁾。宣言政策とは、政府が自国民、同盟国又は敵対国に対して、自国の戦略核の現状やあり方を明示するものである。戦力開発政策とは、その名のとおり自国の核戦力の開発に関する方針である。そして、運用政策とは、どのような状況で何を戦略核の攻撃目標とするかを予め定めるものである。もっとも、宣言政策には戦力開発政策及び運用政策が含まれることがあり、この区分は概念的なものである。後述するように宣言政策上の運用政策と実際の運用政策が異なることがある。

運用政策については、個別の攻撃目標など細部は明らかにならないが、議会における政府高官の証言や公表されている公文書において、抽象的ではあるものの取り上げられたり、マスコミや研究者によって明らかにされたりして、その全体像や方向性を知ることができる。また、運用政策に関する公文書には、後日に機密指定が全部又は一部解除されるものがある。

戦略核運用政策は、他の戦略核に関する政策も併せて、大統領指令によって第一義的には決定される。大統領指令とは、国家安全保障会議 (National Security Council : NSC) において作成されたもので、大統領が承認した文書であり、政権ごとに名称が異なる。大統領指令は、大統領令 (Executive Order) と同様の法的効果を持ち、政権の継続や変化に関わらず新たな決定がなされない限り効力を持ち続ける⁽²²⁾。

大統領指令は、ジョン・F・ケネディ (John F. Kennedy) 政権及びリンドン・B・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 政権では国家安全保障行動覚書 (National Security Action Memorandum)、

(18) 核搭載のRVを核弾頭、PBVをRVと呼ぶ場合もある。

(19) 個別誘導複数目標弾頭とも訳される。

(20) Thomas B. Cochran et al., *Nuclear Weapons Databook*, vol.1, *U.S. Nuclear Forces and Capabilities*, Cambridge: Ballinger Publishing, 1984, pp.106-107.

(21) Eric Mlyn, *The State, Society, and Limited Nuclear War*, New York: State University of New York Press, 1995, pp.2-3.

(22) Acting Assistant Attorney General, "Legal Effectiveness of a Presidential Directive, As Compared to an Executive Order," January 29, 2000. (<http://www.usdoj.gov/olc/predirective.htm>), accessed on August 15, 2008.

リチャード・M・ニクソン (Richard M. Nixon) 政権及びジェラルド・R・フォード (Gerald R. Ford) 政権では国家安全保障決定覚書 (National Security Decision Memorandum : NSDM)、ジミー・カーター (Jimmy Carter) 政権では大統領指令 (Presidential Directive/NSC : PD/NSC)、ロナルド・レーガン (Ronald Reagan) 政権では国家安全保障決定指令 (National Security Decision Directive : NSDD)、ジョージ・H・W・ブッシュ政権では国家安全保障指令 (National Security Directive)、ウィリアム・J・クリントン (William J. Clinton) 政権では大統領決定指令 (Presidential Decision Directive/NSC : PDD/NSC)、ブッシュ政権では国家安全保障大統領指令 (National Security Presidential Directive : NSPD) という名称である⁽²³⁾。なお、大統領が承認して大統領指令として固有の番号が付与されるようになったのはケネディ政権になってからである⁽²⁴⁾。

戦略核運用政策に関する大統領指令は、発効後さらに具体的な内容が各種の文書に反映される。国防長官は、大統領指令に基づき、核兵器の使用を規定した「核兵器使用政策 (Nuclear Weapons Employment Policy : NUWEP)」を策定するが、これは統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff : JCS) を指導するための文書である⁽²⁵⁾。大統領指令及びNUWEPに基づき、JCSは、「統合

戦略能力計画 (Joint Strategic Capabilities Plan : JSCP)」を通じて、統合戦略目標計画担当参謀 (Joint Strategic Target Planning Staff : JSTPS) や軍司令官に核戦力の目標について指導する。JSCPとは、核兵器以外も含めて、現行の軍事力に基づき軍司令官らに対して示される手引書であり、作戦計画 (Operational Plan : OPLAN) と安全保障協力計画の策定に資するものである⁽²⁶⁾。そして、JSTPSは、これらの方針を受けて、単一統合作戦計画 (Single Integrated Operational Plan : SIOP) 及び国家戦略目標リスト (National Strategic Target List : NSTL) をJCSに提出し、承認を得る⁽²⁷⁾。

III 米国の戦略核運用政策の変遷

1 トルーマン政権

トルーマン政権の核政策の中心は、核兵器に対する文民統制の確立であった⁽²⁸⁾。1946年制定の原子力エネルギー法で、核研究、核分裂物質の生産・管理及び軍事への応用など広範な権限を持つ原子力エネルギー委員会が設置され、核兵器に関する権限が軍から文民の組織に移管された⁽²⁹⁾。また、NSC-30「原子戦争における米国の政策」(1948年9月10日作成、1948年9月16日承認)において、「敵対行為の際には、原子

⁽²³⁾ Harold C. Relyea, "Presidential Directives: Background and Overview," *CRS Report for Congress*, 98-611 GOV (Updated, August 9, 2007), pp.8-12. <<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/98-611.pdf>>, accessed on August 15, 2008.

⁽²⁴⁾ Stanley L. Falk, "The National Security Council under Truman, Eisenhower, and Kennedy," *Political Science Quarterly*, vol.79 no.3, September 1964, pp.430-431.

⁽²⁵⁾ Milton Leitenberg, "Presidential Directive (P.D.) 59: United States Nuclear Weapon Targeting Policy," *Journal of Peace Research*, vol.18 no.4, 1981, p.311; "SIOP-62 Briefing, 13 September 1961," *International Security*, vol.12 no.1, Summer 1987, p.44; Mlyn, *op.cit.* (21), pp.30-33.

⁽²⁶⁾ Joint Chiefs of Staff, *Joint Operation Planning*, Joint Publication 5-0, December 26, 2006, p. II-5. <http://www.dtic.mil/doctrine/jel/new_pubs/jp5_0.pdf>, accessed on August 31, 2008.

⁽²⁷⁾ SIOPは、戦略核戦力の使用に関するOPLANで、戦時における核兵器の作戦計画を事前に定めたものであり、NSTLは、潜在的な敵国にある攻撃目標の優先順序を定めたりリストである。

⁽²⁸⁾ David Alan Rosenberg, "The Origins of Overkill: Nuclear Weapons and American Strategy, 1945-1960," *International Security*, vol.7 no.4, Spring 1983, pp.11-12.

⁽²⁹⁾ *Atomic Energy Act of 1946*, Public Law 585, 79th Cong., 2nd sess. (August 1, 1946); Kevin O'Neill, "Building the Bomb," in Stephen I. Schwartz, ed., *Atomic Audit: The Costs and Consequences of U.S. Nuclear Weapons since 1940*, Washington, DC: Brookings Institution Press, 1998, p.61.

兵器を含めてすべての適切で利用可能な手段を迅速かつ効果的に利用できるよう準備していなければならない」が、「戦時の原子兵器の使用は、大統領がその必要性を認めて決定する」と定められた⁽³⁰⁾。なお、JCSは核戦力をソ連に対して使用する際の優先順序を策定しており、ここでは、第一が核兵器運搬能力の破壊、第二が西欧侵攻を遅らせるための作戦、第三が液体燃料施設、発電所及び原子エネルギー施設への攻撃とした⁽³¹⁾。

2 アイゼンハワー政権

ドワイト・D・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 政権の戦略核運用政策は、ジョン・F・ダレス (John F. Dulles) 国務長官 (当時) が1954年1月12日のニューヨークの外交問題評議会で行った演説で示された。ここでは、米国及び同盟国の安全保障は、「私たちの選ぶ手段と場所で、即座に、報復するための強大な能力に主に依存する」と説明された⁽³²⁾。この「報復するための強大な能力」を、1954年3月19日の上院外交委員会において、ダレス国務長官は、「通常・原子兵器の両方に基づく空海陸の広範囲の能力」とし、核兵器は「戦略目的だけでなく戦術目的」にも使用されると証言した⁽³³⁾。

これを大量報復戦略という。しかしながら、脅威に対して、その程度に関わらず常に核兵器によるものも含めて、大量報復で応じるとするこの政策は、常に実施されるとは想像しがたく、信頼性を持ちえないと批判を受けた⁽³⁴⁾。

3 ケネディ／ジョンソン政権

ケネディ／ジョンソン政権の安全保障政策を中心的に担ったのは、両政権の大半において国防長官を務めたロバート・S・マクナマラ (Robert S. McNamara) である。ケネディ／ジョンソン政権では、上記の大量報復戦略に対する批判を踏まえて、脅威に対抗する手段として通常戦力にも焦点を当てた⁽³⁵⁾。この新たな安全保障政策は、マクナマラ国防長官の1962年6月16日のミシガン大学における演説で明らかになる。ここでは、「同盟 [=北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization : NATO)] は、直面するあらゆる挑戦に適切に対応できる総合的な核戦力を持つ」が、「同盟の資源の適切な範囲において向上した非核戦力は、西欧への直接的な全面攻撃以外の侵略行為に対する抑止を強化する」と説明された⁽³⁶⁾。

この演説は、戦略核運用政策として対兵力目標選定 (counterforce targeting)⁽³⁷⁾を採用するこ

(30) “NSC-30: United States Policy on Atomic Warfare, September 10, 1948,” in *Documents of the National Security Council*, Washington, DC: University Publications of America, Microfilm, 1980, Reel 1 at frames 806-813; “Minutes of the 21st Meeting of the National Security Council, September 16, 1948,” in *Minutes of Meetings of the National Security Council with Special Advisory Reports*, Washington, DC: University Publications of America, Microfilm, 1982, Reel 1 at frames 211-226.

(31) Rosenberg, *op.cit.* (28), pp.16-17.

(32) “The Evolution of Foreign Policy: Address by the Secretary of State, January 12, 1954 (Excerpts),” in Department of State, *American Foreign Policy 1950-1955: Basic Documents*, vol.1, Department of State Publication, no.6446, Washington, DC: GPO, 1957, pp.82-83.

(33) Senate Committee on Foreign Relations, *Statements of Secretary of State John Foster Dulles and ADM. Arthur Radford, Chairman, Joint Chiefs of Staff: Hearings on Foreign Policy and Its Relation to Military Programs*, 83rd Cong., 2nd sess., 1954, p.4.

(34) 梅本哲也『核兵器と国際政治 1945-1995』日本国際問題研究所, 1996, pp.54-61; 山田浩『核抑止戦略の歴史と理論』法律文化社, 1979, pp.93-96.

(35) 梅本 前掲注(34), pp.61-68.

(36) “The Role of Nuclear Forces in the Strategy of the North Atlantic Alliance: Address by the Secretary of Defense (McNamara) at the University of Michigan, Ann Arbor, June 16, 1962 (Excerpt),” in Department of State, *American Foreign Policy: Current Documents, 1962*, Department of State Publication, no.8007, Washington, DC: GPO, 1966, p.548.

とを表明したものとして、核戦略史上画期的なものである。マクナマラ国防長官は、「起こりうる全面核戦争における基本的な軍事戦略は、より通常な [=非核戦力による] 軍事作戦が過去に考えられてきたのと同様の方法でアプローチされるべき」であり、「核戦争が起きたときの主要な軍事目標」は、「敵の文民ではなく軍事力の破壊である」と説明した⁽³⁸⁾。ここでは、軍事力の破壊としてしか表現されていないが、ICBMなどの戦略核戦力を中心に、産業施設が攻撃目標として想定されていた⁽³⁹⁾。また、この演説において、NATO諸国の軍事力の質と量は、「大規模な奇襲攻撃に直面したときでさえ、敵の社会を破壊するための十分な攻撃力を予備として保持する」程度であるとした⁽⁴⁰⁾。

対兵力目標選定に基づく具体的な攻撃目標は、ICBM基地、SSBN基地、長距離爆撃機基地及び関連するC³I施設などである⁽⁴¹⁾。米国が対兵力目標選定を採用できるようになった背景として、偵察衛星を1960年代に打ち上げて、ICBM基地など主要な攻撃目標の場所が特定できるようになったことが挙げられる⁽⁴²⁾。

ところが、マクナマラ国防長官の1962年のミシガン大学における演説で示された米国の宣言政策は、軌道修正される。マクナマラ国防長官の議会における証言では、全面核戦争に必要な戦力の戦略目標は、「攻撃側が第一撃 (first strike) を行った場合でも、攻撃側に受け入れ

られないほどの損害をもたらす、明白でかつ有無を言わせぬ能力を維持することで、米国及び同盟国に対する核攻撃を抑止すること」と、「それでも戦争が起きたときは、我々の人口と産業能力に対する損害を限定すること」であるとした。前者を確証破壊 (assured destruction)、後者を損害限定 (damage limitation) という。マクナマラ国防長官は、確証破壊能力を持つことが死活的な目標であるとし、それは人口の4分の1から3分の1及び産業能力の3分の2を破壊する能力であると表明した⁽⁴³⁾。このように敵の人口や産業施設を攻撃目標とすることを、対価値目標選定 (countervalue targeting) という。また、具体的には都市を攻撃目標にすることから、対都市目標選定 (counter-city targeting) ともいう。損害限定の具体的な手段は、戦略防衛、対兵力攻撃、民間防衛である。戦略防衛は、現在でいう弾道ミサイル防衛であり、飛来する弾道ミサイルを迎撃することで、自国が受ける損害を軽減する。対兵力攻撃は、戦略防衛よりさらに前の段階で、つまり自国に向けて発射される前に破壊することで同様の効果をもたらす。

宣言政策において戦略核運用政策の基軸を対兵力目標選定から対価値目標選定に移した背景には、対兵力目標選定に対する次のような批判があった⁽⁴⁴⁾。最初の核攻撃である第一撃に対する反撃を第二撃 (second strike) というが、第二撃を対兵力目標選定に基づき行ったとして

(37) 戦略核戦力を攻撃目標として選定することを対兵力目標選定という。対兵力目標選定は、対兵力戦略 (counterforce strategy) ということもある。以下、対価値目標選定 (countervalue targeting)、対都市目標選定 (counter-city targeting) も同様。

(38) “Address by the Secretary of Defense (McNamara),” *op.cit.* (36), p.549.

(39) Desmond Ball, “The Development of the SIOP, 1960-1983,” in Desmond Ball and Jeffrey Richelson, eds., *Strategic Nuclear Targeting*, Ithaca: Cornell University Press, 1986, p.66.

(40) “Address by the Secretary of Defense (McNamara),” *op.cit.* (36), p.549.

(41) Jeffrey Richelson, “The Dilemma of Counterpower Targeting,” in Desmond Ball and Jeffrey Richelson, eds., *Strategic Nuclear Targeting*, Ithaca: Cornell University Press, 1986, p.163.

(42) Ball, *op.cit.* (39), pp.65-66.

(43) “Statement of Secretary of Defense Robert S. McNamara,” in House Committee on Armed Services, *Hearings on Military Posture and H.R. 4016 before the Committee on the Armed Services*, 89th Cong., 1st sess., 1965, pp.172-173.

(44) Peter Pringle and William Arkin, *SIOP: The Secret U.S. Plan for Nuclear War*, New York: W.W. Norton, 1983, pp.122-123.

も、その段階では敵の戦略核施設は第一撃後の空の状態であり、攻撃の軍事的意味はほとんどないといえる。従って、対兵力目標選定を採用することは、必然的に第一撃への誘因を高めることになる。特に、敵の第一撃に対して最も脆弱な固定式ICBMを戦略核の中核に置いたときはそのようにいえる。また、ソ連の核戦力が米国の核戦力に追いつき近づくほど、第一撃で敵の核戦力すべてを破壊するのが困難になるという見通しもあった。他方、対価値目標選定を戦略核運用政策の基軸とすれば、それは第二撃を前提とすることになる⁽⁴⁵⁾。後に、米ソがともにそのような能力を保持することで第一撃が回避される状態は、相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction: MAD) と呼ばれるようになる。

しかしながら、実際の運用政策の基軸は対兵力目標選定から変更されることはなかった⁽⁴⁶⁾。これは、米国の核政策が、敵の軍事力の破壊こそが武力行使の最優先の目標であるとする伝統的な軍事戦略から逸脱することはなかったからだといえる。また、損害限定の手段には戦略核に対する攻撃も含まれており、軌道変更後の宣言政策においても対兵力目標選定が用いられる余地があった。

4 ニクソン／フォード政権

マクナマラ国防長官の確証破壊に基づく戦略

核宣言政策は、自国民を人質にした戦略であるとして批判された。ニクソン大統領(当時)は、1970年2月18日に議会に提出した外交政策に関する年次報告において、「核攻撃を受けた後は、大統領には、米国の大量虐殺を確実に招くことになる、敵国民の大量殺戮を命じる唯一の選択肢のみ残されるべきなのか。」と疑問を呈し、従来の核政策の見直しを行うことを表明した⁽⁴⁷⁾。この見直しの結果は、1974年1月17日の国家安全保障決定覚書242号 (NSDM-242) 「核兵器使用計画に関する政策」で確定した⁽⁴⁸⁾。これは、ジェームズ・R・シュレジンジャー (James R. Schlesinger) が当時の国防長官であったことから、シュレジンジャー・ドクトリンと呼ばれる。シュレジンジャー国防長官は、1974年3月5日に、上院歳出委員会小委員会において、米国の核政策には、「都市の破壊とは異なる、より限定された反撃とそのような小規模の反撃に合致した先進的な計画」という選択性と、「抑止が失敗したときに、大規模な核紛争以外については、それを迅速に終了させることができる」柔軟性が必要であると証言した⁽⁴⁹⁾。例えば、ソ連の西欧に対する戦争遂行能力を奪うため石油生産施設を核攻撃しつつ、全面核戦争に至ることがないというシナリオを想定していた⁽⁵⁰⁾。米ソ両国の指導者は、お互いの都市産業基盤を他方が破壊することが出来ることを

(45) Freedman, *op.cit.* (9), p.128.

(46) Bruce G. Blair et al., "Targeting and Controlling the Bomb," in Stephen I. Schwartz, ed., *Atomic Audit: The Costs and Consequences of U.S. Nuclear Weapons since 1940*, Washington, DC: Brookings Institution Press, 1998, p.205.

(47) President, "First Annual Report to the Congress on United States Foreign Policy for the 1970's, February 18, 1970," in *Public Papers of the Presidents of the United States: Richard Nixon, 1970*, Washington, DC: GPO, 1971, pp.173-174.

(48) "National Security Decision Memorandum 242: Policy for Planning the Employment of Nuclear Weapons, January 17, 1974," in Digital National Security Archive (<http://nsarchive.chadwyck.com/home.do>), accessed on October 6, 2008; "NSDM-242," in William M. Arkin et al., *Encyclopedia of the U.S. Military*, New York: Harper & Row, 1990, pp.487-489.

(49) Senate Committee on Appropriations, *Department of Defense Appropriations for Fiscal Year 1975: Hearings before A Subcommittee of the Committee on Appropriations*, 93rd Cong., 2nd sess., 1974, p.95.

(50) Senate Committee on Foreign Relations, *U.S.-U.S.S.R. Strategic Policies: Hearing before the Subcommittee on Arms Control, International Law and Organization of the Committee on Foreign Relations*, 93rd Cong., 2nd sess., 1974, pp.12-13.

理解しており、このような状況であれば全面核戦争に至ることはないという。

もっとも、先に述べたように、実際にはケネディ／ジョンソン政権で採用されていた戦略核運用政策は確証破壊に基づくものではなく、NSDM-242が策定された後でもその点は変わっていない。シュレジンジャー国防長官の1974年3月4日の上院外交関係委員会軍備管理・国際法・国際機関小委員会の証言においても、「[今回変化したのは、] 戦力の目標選定の方法ではなく、都市だけを攻撃すると強調している公表されたドクトリンである」としている⁽⁵¹⁾。また、ニクソン政権における運用政策の変化としては、攻撃目標とする産業施設については、ケネディ／ジョンソン政権が採用していた戦争維持産業から、経済回復産業に変更したことが挙げられる⁽⁵²⁾（戦争維持産業と経済回復産業については後述）。NSDM-242の全面核戦争を想定した箇所には、戦後敵が大国として早期に復活するのに必要な政治・経済・軍事資源を破壊するという記述がある⁽⁵³⁾。

5 カーター政権

カーター政権は、1980年7月25日の大統領指令59号（PD/NSC-59）「核兵器使用政策」を策定し、長期核戦争を遂行する可能性を視野に入れるとともに、対兵力目標選定に加えて、政治・軍事指導部なども攻撃目標とする選択肢にも焦点を当てるようになる⁽⁵⁴⁾。このPD/NSC-59について、カーター政権の政策立案担当国防副次官であったウォルター・スローコム（Walter

Slocombe）は、退任後に刊行された論文においてその概略を説明している⁽⁵⁵⁾。米国は「侵略が打ち破られるか、[侵略がもたらす] 利益を上回る受け入れ難い損失をもたらすための、交戦の様々なレベルにおける、[侵略する側の軍事行動を] 相殺する戦略的選択肢」を保有しなければならず、全面核戦争より規模の小さい核戦争においては、ソ連の政治・軍事指導部、核・通常戦力、戦争維持産業に対して戦略核を使用する計画と能力が必要であるとした。政治・軍事指導部などを攻撃目標とするのは、戦時における軍事的必要性だけから導かれるのではなく、ソ連の指導者がそれらに最も価値を置いていると米国が想定しているからである。PD/NSC-59で確定したカーター政権の核政策を相殺戦略（Countervailing Strategy）ともいう。

なお、カーター政権は、PD/NSC-59は新たな戦略ドクトリンではなく、「米国の戦略政策に関する過去の声明を精練し法典化したもの」に過ぎないとも説明している⁽⁵⁶⁾。PD/NSC-59は、機密指定が完全に解除されていないが、解除部分において、相殺戦略には、「戦略核戦力、C³I、使用計画及び計画立案機関の向上が必要である」という記述がある⁽⁵⁷⁾。この点を踏まえると、当事者には、ニクソン／フォード政権との核政策の相違点は、運用政策よりむしろ核戦争遂行に必要な戦力開発政策を示したことであると理解されていたといえる。

また、カーター政権では、消極的安全保障（Negative Security Assurances）を表明した。サイラス・R・ヴァンス（Cyrus R. Vance）国務長

(51) *ibid.*, p.8.

(52) Richelson, *op.cit.* (4), p.159.

(53) “NSDM-242,” *op.cit.* (48), p.488.

(54) “Presidential Directive/NSC-59, July 25, 1980,” in The Federation of American Scientists (<http://fas.org/irp/offdocs/pd/pd59.pdf>), accessed on October 6, 2008; Freedman, *op.cit.* (9), p.376.

(55) Walter Slocombe, “The Countervailing Strategy,” *International Security*, vol.5 no.4, Spring 1981, pp.20-24.

(56) “Administration’s Responses to Questions Submitted before the Hearing,” in Senate Committee on Foreign Relations, *Nuclear War Strategy: Hearing before the Committee on Foreign Relations*, 96th Cong., 2nd sess., 1981, p.29.

(57) “Presidential Directive/NSC-59, July 25, 1980,” *op.cit.* (54), p.2.

官（当時）は、1978年6月12日に、「NPT又は同条約に匹敵する核爆発装置を取得しないとする国際的な拘束力ある約束に拘束されている非核兵器国に対しては、米国とその領域・軍隊・同盟国に対する攻撃が核兵器保有国と同盟又は連携して当該非核兵器国により実施又は支援される場合を除き、核兵器を使用しない」と大統領が宣言したと述べたが⁽⁵⁸⁾、これを消極的安全保障という。消極的安全保障の表明は、NPTが差別的であり核兵器国と非核兵器国の義務のバランスを矯正すべきとする非核兵器国の求めに応じたものである⁽⁵⁹⁾。

6 レーガン政権

PD/NSC-59で示された戦略核運用政策の方向性はレーガン政権に継承され、1981年10月19日の国家安全保障決定指令13号（NSDD-13）「核兵器使用政策」において180日間に亘る長期核戦争の勝利が追求されることになる⁽⁶⁰⁾。同文書は、機密指定が完全に解除されていないが、解除部分において、「未確定の期間に亘る核戦争において必要な柔軟性、耐久性、効率性を確保するため」の核戦力及びC³Iの向上が必要であるとしている⁽⁶¹⁾。ベニー・L・デイヴィス（Bennie L. Davis）戦略空軍司令官（当時）は1981年11月4日の上院軍事委員会戦略・戦域核戦力小委員会における証言において、「カーター政権は、PD-59を主要な空軍司令部や

JSTPSに回付することをしなかったが、[現在]PD-59の内容はNUWEPにもJSCPにも反映されている」とし、「長期[核]戦争を遂行するために、近々に能力を開発する必要がある」と述べた⁽⁶²⁾。

また、NSDD-13では、積極防衛（active defense）及び消極防衛（passive defense）を、「信頼性のある抑止に大きく貢献する」と位置づけた⁽⁶³⁾。積極防衛とは「争いのある領域又は場所において敵を拒否するための、限定された攻撃行動及び反撃をすること」、消極防衛とは「敵対行為に由来する損害を受ける可能性を低くし、その損害を最小限にするための措置であって、自発的に行う意図を持たないもの」と定義される⁽⁶⁴⁾。核戦略においては、積極防衛は戦略防衛、消極防衛は民間防衛を主に指す。前者について、レーガン大統領は、「着弾する前に戦略弾道ミサイルを迎撃し破壊」することで、「核兵器を役立たずで時代遅れにする」として、戦略防衛の長期に亘る研究開発を行うことを1983年3月23日に表明した⁽⁶⁵⁾。これを戦略防衛構想（Strategic Defense Initiative：SDI）という。一般に、核戦争の可能性が高いと認識するほど戦略防衛の必要性が高く認識されることになる⁽⁶⁶⁾。

これまで米国の戦略核の攻撃目標について論じてきたが、それぞれのカテゴリーについて具体的に挙げたのが表1である。

⁽⁵⁸⁾ “U.S. Assurances on Non-Use of Nuclear Weapons: Secretary’s Statement, June 12,” *Department of State Bulletin*, vol.78 no.2017, August 1978, p.52.

⁽⁵⁹⁾ 黒沢満『現代軍縮国際法』西村書店、1986、pp.162-164.

⁽⁶⁰⁾ “National Security Decision Directive 13: Nuclear Weapons Employment Policy, October 19, 1981,” in Digital National Security Archive <<http://nsarchive.chadwyck.com/home.do>>, accessed on October 6, 2008; Desmond Ball and Robert C. Toth, “Revising the SIOP: Taking War-Fighting to Dangerous Extremes,” *International Security*, vol.14 no.4, Spring 1990, p.68.

⁽⁶¹⁾ “National Security Decision Directive 13,” *op.cit.* (60), p.1.

⁽⁶²⁾ Senate Committee on Armed Services, *Strategic Force Modernization Programs: Hearings before the Subcommittee on Strategic and Theater Nuclear Forces*, 97th Cong., 1st sess., 1981, pp.281-282.

⁽⁶³⁾ “National Security Decision Directive 13,” *op.cit.* (60), p.4.

⁽⁶⁴⁾ Joint Chiefs of Staff, *op.cit.* (7), pp.4, 408.

⁽⁶⁵⁾ President, “Address to the Nation on Defense and National Security, March 23, 1983,” in *Public Papers of the Presidents of the United States: Ronald Reagan, 1983*, Book 1, Washington, DC: GPO, 1984, pp.442-443.

⁽⁶⁶⁾ Charles L. Glaser, *Analyzing Strategic Nuclear Policy*, Princeton: Princeton University Press, 1990, p.104.

表1 戦略核の攻撃目標カテゴリー

戦争維持産業	弾薬工場、戦車・装甲兵員輸送車工場、石油精製所、鉄道操車場・修理施設
経済回復産業	石炭、鉄鋼、アルミニウム、セメント、電力源
通常戦力	兵舎、補給処、出撃地点、通常飛行場、弾薬貯蔵施設、戦車・車両集積場
核戦力	ICBM・中距離弾道ミサイル発射基地・発射管制センター、核兵器貯蔵拠点、核兵器運搬可能な長距離爆撃機基地、SSBN基地
指揮・統制	指揮所、主要通信施設

(出典) Senate Committee on Armed Services, *Department of Defense Authorization for Appropriations for Fiscal Year 1981: Hearings before the Committee on Armed Services*, pt.5, 96th Cong., 2nd sess., 1980, pp.2720-2721.

7 ジョージ・H・W・ブッシュ政権

レーガン政権後半に始まった米ソの緊張緩和は、ベルリンの壁崩壊（1989年11月）、ソ連の解体（1991年12月）と、ジョージ・H・W・ブッシュ政権期において、冷戦の終結に結実した。また、この時期には、核に関する主要な軍備管理条約であるSTART I 及びSTART II が署名され、1991年から1992年にかけては米ソ（露）による戦術核兵器の広範な撤去・廃棄の表明があった⁽⁶⁷⁾。

START I は、条約発効後7年以後は、米ソ（露）の戦略核運搬手段の上限を1,600基、戦略核弾頭の上限を6,000発とする。START I の有効期間は15年間であり、2009年12月には失効する。START II は、米露の戦略核弾頭の上限を2003年1月1日より前に3,000-3,500発とし、併せてMRV化ICBMを全廃するとした。

8 クリントン政権

クリントン政権は、核態勢見直し（Nuclear Posture Review : NPR）を議会に提出したほか、大統領決定指令60号（PDD/NSC-60）を策定し、米国の核政策を新たに定めつつ、ロシア及び中

国との間で「目標外し（detargeting）」について合意するなど信頼醸成措置⁽⁶⁸⁾を進展させた。

クリントン政権は、NPRを1994年9月22日に議会に提出した。ここでは、START II の発効を前提に、2003年の戦力構成として、ミニットマンⅢを450/500基、SSBNを14隻、B-52を66機、B-2を20機とした⁽⁶⁹⁾。また、ロシアがSTART II で規定される上限を超える戦略核を維持した場合の備え（hedge）として、START II が定める上限を守りつつ、その場合には戦力を再増強できる態勢をとるとした。その具体的な方法は、弾頭搭載ヘッジ（warhead upload hedge）と呼ばれるもので、ICBMとSLBMの核弾頭の搭載数を最大搭載数より少なくし、将来の搭載数の増加に備えるものである。ジョン・M・ドイッチェ（John M. Deutch）米国防副長官（当時）は、上院軍事委員会における証言において、トライデントⅡの弾頭搭載数を5発から8発に増加することなどを例示している⁽⁷⁰⁾。

また、NPRでは、ごく簡単ではあるが、運用政策及び宣言政策について言及している⁽⁷¹⁾。運用政策については、冷戦期にあったような戦略核を大量に使用する選択肢は想定していないものの、冷戦終結に応じて豊富な選択

(67) 松山健二「戦術核兵器の現状と核戦略におけるその役割」『レファレンス』595号, 2000.8, pp.50-58.

(68) 信頼醸成措置とは、敵対する関係において、両者の緊張を緩和し通信をより確かなものにするための種々の措置をいう。Michael A. Levi and Michael E. O'Hanlon, *The Future of Arms Control*, Washington, DC; Brookings Institution Press, 2005, pp.42-43.

(69) Senate Committee on Armed Services, *Briefing on Results of the Nuclear Posture Review: Hearing before the Committee on Armed Services*, 103rd Cong., 2nd sess., 1994, S.HRG.103-870, pp.12-14.

(70) *ibid.*, p.14.

(71) *ibid.*, pp.10-11, 13.

肢を大統領に提示するものとしている。宣言政策としては、消極的安全保障に関する立場に変化はないことを表明している。

クリントン政権の戦略核運用政策が規定されるのは、1997年11月の大統領決定指令60号(PDD/NSC-60)である。ロバート・G・ベル (Robert G. Bell) 国家安全保障担当大統領特別補佐官兼NSC防衛政策・軍備管理上級部長(当時)によれば、PDD/NSC-60は、「核戦争を上手く遂行できることや、核戦争に勝利することに言及してきたこれまでのすべての大統領の指令から脱却」し、そこでは「あらゆるレベルで核戦争や核兵器の使用を抑止すること」が強調されているという⁽⁷²⁾。PDD/NSC-60によって、NSDD-13を廃止し、そこで想定されていた長期核戦争という選択肢を放棄したことになる。

PDD/NSC-60を受けて策定されたSIOP及び、SIOP対象外の戦略予備戦力に割り当てられた攻撃目標は、表2のとおりである。

ベルNSC防衛政策・軍備管理上級部長は、PDD/NSC-60に先立って、1996年4月11日に、ペリンドバ条約第1議定書への米国の署名時に、「第1議定書のもとで、その当事国はペリンドバ条約当事国に対する核兵器の使用又はその威嚇を行わないことを誓約することになる。しかしながら、第1議定書は、大量破壊兵器を

使用するペリンドバ条約当事国による攻撃に対しては、米国に利用可能な選択肢は制限していない」と言明している⁽⁷³⁾。ペリンドバ条約(1996年4月11日署名、未発効)はアフリカに非核兵器地帯を設置するための条約であり、その第1議定書は、アフリカ諸国以外の国が当該条約当事国に対して核爆発装置を使用すること又は使用すると威嚇することを禁じている。ベルNSC防衛政策・軍備管理上級部長のこの言明は、ペリンドバ条約第1議定書の解釈を述べたものであるが、米国が、核兵器以外の大量破壊兵器の使用に対しても、核兵器の使用を選択肢として排除していないことを示しているといえる。この戦略核運用政策は、PDD/NSC-60においても確認された⁽⁷⁴⁾。

核兵器以外の大量破壊兵器による米国への攻撃が、核兵器保有国又は核兵器保有国と同盟若しくは連携した非核兵器国以外の国によって行われたときに、核兵器による反撃を行うことは消極的安全保障に反することになるが、この矛盾について米国は解釈を示していない。これについては、戦時復仇 (belligerent reprisal) によって、正当化しうるとの見解がある⁽⁷⁵⁾。

米露は、1994年1月14日に、米国は旧ソ連諸国を戦略核の攻撃目標とはせずロシアも同様の措置を執ることに合意した⁽⁷⁶⁾。これを「目標

表2 PDD/NSC-60に基づく戦略核の攻撃目標

SIOP	ロシア 2,260か所	核戦力1,100か所、通常戦力500か所、指導部160か所、戦争維持産業500か所
	中国	指導部、核関連施設、重要産業
戦略予備戦力	中国、ロシア、イラン、イラク、北朝鮮	

(出典) Bruce Blair, "START III, Nuclear War Plans and the Cold War Mindset," *Defense Monitor*, vol.29 no.5, June 2000, pp.5-6.

(72) Jeffrey Smith, "Clinton Directive Changes Strategy on Nuclear Arms," *Washington Post*, December 7, 1997.

(73) "White House Briefing, April 11, 1996," Federal News Service, April 12, 1996.

(74) Smith, *op.cit.* (72).

(75) George Bunn, "Expanding Nuclear Options: Is the U.S. Negating Its Non-Use Pledges?" *Arms Control Today*, vol.26 no.4, May/June 1996, pp.8-9. 戦時に相手国から武力紛争法に反する行為を受けたときは、その対抗手段として武力紛争法に反する行為をとることが許されており、これを戦時復仇という。松山健二『武力紛争法とイスラエル・パレスチナ紛争—第2次インテリファダにおけるテロと国家テロ—』大学教育出版, 2008, pp.57-62.

(76) White House, Office of the Press Secretary, "Mutual Detargeting of Strategic Nuclear Systems, January 14, 1994," *U.S. Department of State Dispatch*, vol.5 supplement no.1, January 1994, p.25.

外し」という。また、米中間でも同内容の合意が1998年6月27日に成立し⁽⁷⁷⁾、これらを受けて同様の内容が英露間、露中間でも合意された⁽⁷⁸⁾。「目標外し」の実際は、米国の例でいえば、トライデント及びピースキーパー (Peacekeeper) は目標を設定しない状況におき、両ミサイルより旧式であるミニットマンⅢは同様の措置を執れないので海洋を目標にする⁽⁷⁹⁾。ピースキーパーは、MIRV化ICBMであり、現在は退役している。「目標外し」は、相手国についてそれを検証することはできず、また容易に再び攻撃目標にすることもできるので、発射準備態勢の解除である「警戒外し (dealerting)」⁽⁸⁰⁾と異なり、象徴的な意味合いが強い。先にPDD/NSC-60に基づく攻撃目標を掲げたが、「目標外し」をしていても、数分で再設定できるとされる⁽⁸¹⁾。しかしながら、事故又は無許可で戦略核が使用される際に、意図しない核攻撃に至る可能性を減ずる点で評価できる。

米露の「目標外し」は、戦略的安定性 (strategic stability) を向上させ、相互の信頼を強化するために行うと説明された。戦略的安定性は、START I などの軍備管理条約においても、当該条約の目的の一つとしてその強化が謳

われている。戦略的安定性とは、戦争を仕掛けたり、軍事衝突につながる大きなリスクを負うような行動を控えたりすることが、対峙する両者にとって利益がある状態と定義される⁽⁸²⁾。例えば、START I の締結に至る米ソの交渉で、米国は、ソ連の大型のMIRV化ICBMは硬化目標攻撃能力を有し先制攻撃の恐れを強めるので戦略的安定性を害すると主張し⁽⁸³⁾、条約にはその主張が反映された。

他方、「目標外し」の目的の一つとして掲げられた相互の信頼の強化とは、信頼醸成措置として整理されるものである。核兵器に関する信頼醸成措置としては、ホットライン了解覚書 (1963年6月20日署名・発効) に加えて、核戦争危険減少協定 (1971年9月30日署名・発効) に始まる一連の米ソ (露) の枠組みがある⁽⁸⁴⁾。最新のもの、クリントン政権期に締結された、両国の早期警戒システムの情報を共有するための統合データ交換センター (Joint Data Exchange Center : JDEC) の設立に関する合意覚書 (2000年6月4日署名・発効)、弾道ミサイル及び宇宙ロケットの事前・事後発射通告システム (Pre and Post-Launch Notification System : PLNS) に関する了解覚書 (2000年12月16日署名・発効) が

(77) President, "The President's News Conference with President Jiang Zemin of China in Beijing," in *Public Papers of the Presidents of the United States: William J. Clinton, January 1 to June 30, 1998*, Washington, DC: GPO, 1999, pp.1073-1074.

(78) Jozef Goldblat, *Arms Control: The New Guide to Negotiations and Agreements*, 2nd ed., London: SAGE Publications, 2002, pp.306-307.

(79) White House, *op.cit.* (76), p.25.

(80) Robert D. Green, *Fast Track to Zero to Nuclear Weapons*, rev. ed. Cambridge: Middle Powers Initiative, 1999, pp.52-54.

(81) Pavel Podvig, ed., *Russian Strategic Nuclear Forces*, Cambridge: MIT Press, 2001, p.174.

(82) "Defending Peace and Freedom: Toward Strategic Stability in the Year 2000: Report of the Atlantic Council's Working Group on Strategic Stability and Arms Control," in Brent Scowcroft et al., *Defending Peace and Freedom: Toward Strategic Stability in the Year 2000*, Lanham: University Press of America, 1988, p.2.

(83) *ibid.*, pp.16-20; 黒澤満『軍縮国際法』信山社, 2003, pp.53-55.

(84) 核戦争危険減少協定は、自国の核兵器の偶発的又は無許可の使用がなされないように措置すること、そのような事態が発生したときは直ちに相手国に通告すること、自国のミサイルが発射後相手国に向かうときは事前に通告することなどと定めている。このあと、米ソ又は両国のいずれかと他国において核兵器が使用される危険が生じた際の緊急協議を定めた核戦争防止協定 (1973年6月22日署名・発効)、核戦争危険減少協定及び公海事故防止協定 (後述) に基づいてなされる通告の窓口として両国が核危険減少センターを設立することなどを定めた核危険減少センター協定 (1987年9月15日署名・発効)、ICBM・SLBM発射通告協定 (1988年5月31日署名・発効)、主要戦略演習相互事前通告協定 (1989年9月23日署名・1990年1月1日発効) などが締結された。米ソの信頼醸成措置としては、核以外も想定したものとして公海事故防止協定 (1972年5月25日署名・発効) などがある。

ある。JDECは、PLNSの実際のデータの受け皿にもなることが想定されている。しかしながら、JDECについては、ロシアが、ポーランドにミサイル防衛の迎撃体が配備された状況下で、自国の早期警戒システムが持つ情報が米国に伝わることを懸念しており、未だ機能していない⁽⁸⁵⁾。

IV ブッシュ政権の戦略核運用政策

ブッシュ政権の核政策の全体像が最初に広く示されたのは、2002年1月である⁽⁸⁶⁾。2002年1月8日にNPRが議会に提出され⁽⁸⁷⁾、その緒言及び概要が翌日に公表されたことによる⁽⁸⁸⁾。議会に提出された報告の本文は非公開であったが、後日、その抜粋を民間研究機関であるグローバル・セキュリティ・オルグ(GlobalSecurity.org)がインターネット上で公表した⁽⁸⁹⁾(以下、NPRのうち国防総省が公表した資料を「NPR公開資料」、グローバル・セキュリティ・オルグが公表した資料を「NPR非公開資料」とする)。

NPR公開資料が描く米核政策は、従来の政策との非連続性を強調するものの、具体性を欠く。主な内容は、戦力の計画策定におけるアプローチを従来の脅威に基づくものから能力に基づくものに変更し、核・非核攻撃能力、防衛、対応インフラからなる「新たな3本柱(New Triad)」を提示したこと、実戦配備の戦略核弾頭を2012年までに1,700-2,200発とすること、撤去した弾頭・爆弾は対応戦力(responsive force)と位置づけることなどである。「新たな3本柱」のうち、その一つである核・非核攻撃能力は、従来からある戦略核の3本柱に加えて非核の戦略攻撃能力も含まれる。当時の戦略核弾頭は約6,500発であり、現在は約3,600発となっている⁽⁹⁰⁾。なお、実戦配備される戦略核弾頭の規模については、2001年11月13日に既にブッシュ大統領によって表明されていた⁽⁹¹⁾。

NPRについては提出後に議会で政府高官が証言しており、ジェームズ・O・エリス・ジュニア(James O. Ellis, Jr.)戦略軍司令官(当時)が米上院軍事委員会に2002年2月14日に提出し

⁽⁸⁵⁾ Wade Boese, "U.S.-Russian Missile Center Faces Another Hurdle," *Arms Control Today*, vol.37 no.4, May 2007, p.34.

⁽⁸⁶⁾ NPRを含めてブッシュ政権の核政策を扱った論文は多々あるが、近年までの状況を含めて概観した主な文献を掲げれば次のとおりである。

梅本哲也「米国核政策の展開」浅田正彦・戸崎洋史編『核軍縮不拡散の法と政治』信山社, 2008; 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター『米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』2007.

〈<http://www.cpdnp.jp/beikokukakuseisaku.htm>〉, accessed on June 11, 2008.

⁽⁸⁷⁾ House, *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2003: Conference Report to Accompany H.R. 4546*. 107th Cong., 2nd sess., 2002, Report 107-772, p.689.

⁽⁸⁸⁾ Secretary of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, January 9, 2002.

〈<http://www.defenselink.mil/dodcmsshare/briefingslide%5C120%5C020109-D-6570C-001.pdf>〉, accessed on June 6, 2008; Secretary of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, forward.

〈<http://www.defenselink.mil/news/Jan2002/d20020109npr.pdf>〉, accessed on June 6, 2008.

⁽⁸⁹⁾ "Nuclear Posture Review [Excerpts]," 8 January 2002, in GlobalSecurity.org

〈<http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm>〉, accessed on June 6, 2008.

⁽⁹⁰⁾ "U.S. Nuclear Forces, 2002," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.58, no.3, May/June 2002, pp.70-75; Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "U.S. Nuclear Forces, 2008," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.64 issue 1, March/April 2008, pp.50-53.

START Iによって米露の戦略核の総数は、2001年12月までにそれぞれ6,000発を上限とすることになっていたが、当時米国の戦略核が約6,500発であったのは、長距離爆撃機に搭載される核兵器が実際の配備数より少なく算定されるよう条約上規定されていたことによる。

⁽⁹¹⁾ White House, "President Announces Reduction in Nuclear Arsenal: Press Conference by President Bush and Russian President Vladimir Putin," November 13, 2001.

〈<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/11/print/20011113-3.html>〉, accessed on June 6, 2008.

た資料によって、より具体的な内容が明らかになった⁽⁹²⁾。その資料によれば、戦略核は、ミニットマンⅢが500基、SSBNが14隻、B-52が76機、B-2が21機で構成される。また、すべての核弾頭は戦略活性貯蔵 (Strategic Active Stockpile) と戦略不活性貯蔵 (Strategic Inactive Stockpile) からなり、前者は実戦配備兵器 (Operationally Deployed Weapons)、対応戦力及び兵站予備 (Logistic Spares) によって構成される。後者は、耐用年数が過ぎた部品が外してあるものでそのままでは使用できない。

対応戦力として位置づけられた核弾頭は、潜在的脅威に備えて必要に応じて現行の戦略核運搬手段に再搭載するためにある。これは、クリントン政権のNPRで示された弾頭搭載ヘッジと質的には変わることはない。現在、対応戦力として核弾頭約1,300発が位置づけられている⁽⁹³⁾。ミニットマンⅢの最大搭載数は3発であるが実際の搭載数は1-3発の間であり、トライデントⅡの最大搭載数は8発で実際は6発搭載している⁽⁹⁴⁾。また、提示された戦略核運搬手段の数量も、クリントン政権のNPRとほとんど変わることはない。

NPR非公開資料によれば、核・非核攻撃能力として要求されるのは、「移動式及び再配置可能な目標 (Mobile and Relocatable Target : MRT)」及び「堅固で地中深く埋められた目標 (Hard and Deeply-Buried Target : HDBT)」への攻撃、長距離打撃、ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSGN)⁽⁹⁵⁾、精密打撃、新打撃システムである⁽⁹⁶⁾。精密打撃は、航空機搭載の精密誘導兵

器や無人戦闘機、新打撃システムはSSGN搭載の新兵器を想定している。長距離打撃は、天候に関わらずすべての地域にある重要な固定・移動式の目標を撃破することと説明されているので、戦略核兵器若しくは通常兵器化された戦略核兵器又はその両方を指していると思われる。さらに、特に核戦力については、HDBT、MRT及び生物化学剤 (chemical and biological agents) を撃破し、命中精度を向上し付随的損害を限定するための能力が必要とされている。HDBTの撃破については米国が唯一保有する地中貫通核兵器B61-11は要求を充たさず、より効果的な地中貫通能力を持つ核兵器や低威力核兵器の必要性を掲げている。前者についてブッシュ政権がその検討に取り組んだのが、強化型地中貫通核兵器 (Robust Nuclear Earth Penetrator : RNEP) である。RNEPでは、自由落下核爆弾であるB61又はB83を、硬い岩や硬化された地下施設を貫通できるようにするために改良するかどうかを検討されていたが、議会では賛否が分かれた⁽⁹⁷⁾。RNEPに関する予算は、2005会計年度及び2006会計年度では議会は計上を許さず、2007会計年度予算では政府が要求をしなかった⁽⁹⁸⁾。

「新しい3本柱」において、核戦力と通常戦力を一括して扱うようになったが、これを組織上反映させたのが、戦略軍に課された新しい任務である。それまで戦略核を運用してきた戦略軍は、名称は変わらないまま、2002年10月1日に宇宙軍 (Space Command) と統合し⁽⁹⁹⁾、さらに2003年1月10日には世界規模の打撃 (global

⁽⁹²⁾ Senate Committee on Armed Services, *Department of Defense Authorization for Appropriations for Fiscal Year 2003: Hearings before the Committee on Armed Services*, 107th Cong., 2nd sess., 2003, S.HRG.107-696, pt.1, pp.345-346.

⁽⁹³⁾ Norris and Kristensen, *op.cit.* (90), pp.50-53.

⁽⁹⁴⁾ *ibid.*; Lennox, *op.cit.* (11), pp.198-200, 212-214.

⁽⁹⁵⁾ SSGNは、米軍で採用されている称号であり、“Guided-Missile Submarines.”を表す。SSBNから、弾道ミサイルを撤去し対地戦術ミサイルを搭載したものである。

⁽⁹⁶⁾ “Nuclear Posture Review [Excerpts],” *op.cit.* (89).

⁽⁹⁷⁾ 松山健二「米国の核政策における地中貫通核兵器及び低威力核兵器の役割」『レファレンス』641号, 2004.6, pp.60-70.

⁽⁹⁸⁾ Jonathan Medalia, “Water Power: Why Congress Zeroed “Bunker Buster” Appropriations,” *Comparative Strategy*, vol.26 no.3, May-June 2007, pp.239-244.

strike)、ミサイル防衛統合、C⁴ISRという新たな任務が加えられた⁽¹⁰⁰⁾。エリス戦略軍司令官は、2003年4月8日の議会証言で、戦略という概念は長距離射程の核兵器に用いるのではと問われて、戦略とは「世界規模で実施される作戦と能力を指す」として、「通常兵器を明確に含む、新たな世界規模の打撃能力を作り始めている」と答えている⁽¹⁰¹⁾。また、2003年4月には、より小規模かつ柔軟に目標選定を行う計画として⁽¹⁰²⁾、SIOPが戦略軍作戦計画（STRATCOM OPLAN）に置き換えられた⁽¹⁰³⁾。

ところで、先に、NPRにおいて米国は実戦配備の戦略核弾頭を2012年までに1,700-2,200発とすると改めて表明したと述べたが、米露間の軍備管理に関する条約として、この内容がそのまま反映されたのが、SORTである。SORTは、先行する軍備管理条約であるSTART I が戦略核弾頭の上限を定めるだけでなく、運搬手段について全体又は種類ごとに上限を定めたり条約義務の検証・査察などを詳細に規定したりしたのとは異なって、実戦配備される戦略核弾頭の数量だけを定めた非常に簡素な内容の条約である。また、SORTは、START I とは異なり、

戦略核弾頭の算出方法も両国の解釈に任せ同一である必要はないとするなど、条約の履行に当たり解釈の幅が非常に広いものとなっている⁽¹⁰⁴⁾。この背景としては、軍備管理について合意するとき、条約などの法的拘束力のあるものとする範囲を出来るだけ狭めることで、合意が守られないときの対抗手段を確保しておこうとするブッシュ政権の軍備管理観があると思われる⁽¹⁰⁵⁾。なお、START II については、戦略弾道ミサイルの防衛システムを規制する対弾道ミサイル条約（1972年5月26日署名、1972年10月3日発効、修正のための議定書は1974年7月3日署名、1976年5月25日発効）などを巡る二国間関係の影響を受けて発効するに至らないまま、米露がSORTを締結したことでその見通しは失われた⁽¹⁰⁶⁾。

ブッシュ政権において、NPR以降で戦略核の運用政策を定めたものとして、国家安全保障大統領指令17号（NSPD-17）の存在が報じられている⁽¹⁰⁷⁾。これは、機密文書で公開されておらず、幾つかの報道によって内容が紹介されているだけである。NSPD-17は2002年9月14日策定であり、その公開版は、同年12月11日にホワ

⁽⁹⁹⁾ “Establishment of U.S. Strategic Command: Remarks as Prepared for Delivery by Deputy Secretary of Defense Paul Wolfowitz,” October 1, 2002.

〈<http://www.defenselink.mil/speeches/speech.aspx?speechid=293>〉, accessed on August 5, 2008.

⁽¹⁰⁰⁾ Senate Committee on Armed Services, *Department of Defense Authorization for Appropriations for Fiscal Year 2004: Hearings before the Committee on Armed Services*, pt.7, 108th Cong., 1st sess., 2004, S.HRG. 108-241, pt.7, p.132.

⁽¹⁰¹⁾ *ibid.*, pp.138-139.

⁽¹⁰²⁾ Secretary of Energy and Secretary of Defense, *National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century*, September 2008, p.13. 〈<http://www.defenselink.mil/news/nuclearweaponspolicy.pdf>〉, accessed on September 24, 2008.

⁽¹⁰³⁾ William M. Arkin, *Code Names: Deciphering US Military Plans, Programs, and Operations in the 9/11 world*, Hanover: Steerforth Press, 2005, p.61.

⁽¹⁰⁴⁾ 黒澤 前掲注(83), pp.96-111.

⁽¹⁰⁵⁾ Jonathan Dean, “Tactical Nuclear Weapons and the Promise of Arms Control,” in Brian Alexander and Alistair Millar, eds., *Tactical Nuclear Weapons: Emergent Threats in an Evolving Security Environment*, Washington, DC: Brassey’s, 2003, p.160.

⁽¹⁰⁶⁾ Thomas Graham, Jr. and Damien J. LaVera, *Cornerstones of Security: Arms Control Treaties in the Nuclear Era*, Seattle: University of Washington Press, 2003, pp.888-889. 米国は2001年12月13日に対弾道ミサイル条約から脱退することを表明し、6か月経過した2002年6月13日に脱退の効力が発生した。

⁽¹⁰⁷⁾ Hans M. Kristensen, “The Role of U.S. Nuclear Weapons: New Doctrine Falls Short of Bush Pledge,” *Arms Control Today*, vol.35 no.7, September 2005, p.16.

イトハウスが公表した「大量破壊兵器と戦う国家戦略」とされる。「大量破壊兵器と戦う国家戦略」には、「米国は、米国、在外米軍及び友好・同盟国に対する大量破壊兵器の使用に対しては、我々のすべての選択肢に訴えることを含む、圧倒的な戦力で反撃する権利を留保することを明確にし続けていこう」とある⁽¹⁰⁸⁾。これが、NSPD-17では、「我々のすべての選択肢に訴えることを含む」が「潜在的には核兵器を含む」となっているという。

ブッシュ政権の2期目に入って、NPR以降の進展を踏まえつつ核政策を示したものに、2006年2月6日に発表された「4年ごとの国防見直し(Quadrennial Defense Review: QDR)」がある⁽¹⁰⁹⁾。QDRは、クリントン政権が1997年、ブッシュ政権が2001年に発表しており、米国としては3回目、ブッシュ政権としては2回目になる。

QDRでは、2年以内に通常弾頭を搭載したトライデントを配備するとし、また、ミニットマンⅢ及びB-52を、それぞれNPRで定めた500基から450基に、76機から56機に減らすことを決めた⁽¹¹⁰⁾。なお、B-52の削減については、議会が懸念を持っており、削減の禁止を国防授權法に盛り込むなどして進んでいない⁽¹¹¹⁾。ま

た、「迅速な世界規模の打撃(Prompt Global Strike: PGS)」のために、大統領の命令を受けて迅速にかつ世界のいたるところで、向上した命中精度でHDBT及びMRTを攻撃する能力を利用可能にするという方針が示された⁽¹¹²⁾。PGSは、「新たな3本柱」の一つである核・非核攻撃能力に位置づけられる。PGSの下では、トライデント通常兵器仕様改良(Conventional Trident Modification: CTM)及び共通航空運搬体(Common Aero Vehicle: CAV)が検討されている。

CTMとは、トライデントⅡの弾頭を核から高性能爆薬に替えるものであり、HDBTなどを攻撃できるようにすることを想定している⁽¹¹³⁾。政府はCTMについて2008年会計年度予算で17億5,400万ドル要求したが、2008年度国防歳出法では、その試験、製造及び開発の予算は認められなかった⁽¹¹⁴⁾。CTMについて、議会では、ロシアが通常弾頭搭載弾道ミサイルを核攻撃と誤って認識することへの懸念があった⁽¹¹⁵⁾。CAVとは、ICBMの通常弾頭搭載計画の一環であるRVであり、無動力で機動可能な超音速の滑空運搬体である⁽¹¹⁶⁾。

ブッシュ政権が進めた戦略核の質的強化計画としては、これまで挙げたものの他に、「安全

⁽¹⁰⁸⁾ White House, *National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction*, December 2002, p.3
(<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/12/WMDStrategy.pdf>), accessed on August 11, 2008.

⁽¹⁰⁹⁾ Secretary of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, February 6, 2006.
(<http://www.defenselink.mil/pubs/pdfs/QDR20060203.pdf>), accessed on June 5, 2008.

⁽¹¹⁰⁾ *ibid.*, pp.45-46, 49-51.

⁽¹¹¹⁾ Amy F. Woolf, "U.S. Strategic Nuclear Forces: Background, Developments, and Issues," *CRS Report for Congress*, RL33640 (Updated August 5, 2008), pp.21-23.
(<http://fpc.state.gov/documents/organization/109505.pdf>), accessed on October 27, 2008.

⁽¹¹²⁾ Secretary of Defense, *op.cit.* ⁽¹⁰⁹⁾, p.49.

⁽¹¹³⁾ House, *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2008: Conference Report to accompany H.R. 1585*, 110th Cong., 1st sess., 2007, Report 110-477, pp.819-820.

⁽¹¹⁴⁾ *ibid.*; House, *Making Appropriations for the Department of Defense for the Fiscal Year Ending September 30, 2008 and for Other Purposes: Conference Report to accompany H.R. 3222*, 110th Cong., 1st sess., 2007, Report 110-434, pp.240-241.

⁽¹¹⁵⁾ Wade Boese, "Hill Reviews Defense Policies; Nixes Warhead," *Arms Control Today*, vol.38 no.1, January/February 2008, p.39.

⁽¹¹⁶⁾ Amy F. Woolf, "Conventional Warheads for Long-Range Ballistic Missiles: Background and Issues for Congress," *CRS Report for Congress*, RL33067 (Updated June 19, 2007), pp.10-13.
(<http://www.fas.org/sgp/crs/nuke/RL33067.pdf>), accessed on May 21, 2008.

強化再突入体 (Safety Enhanced Reentry Vehicle : SERV)、「強化される有効性 (Enhanced Effectiveness : E2)」及び「信頼性のある交換弾頭 (Reliable Replacement Warhead : RRW)」がある。

SERV計画は、ピースキーパーに搭載されていたRVであるMk21を改良して、ミニットマンⅢに搭載するものである。ミニットマンⅢは、これによってさらに命中精度が高くなる可能性が指摘されている⁽¹¹⁷⁾。E2計画は、トライデントⅡを迅速でかつ正確な核攻撃を行えるようにするもので⁽¹¹⁸⁾、これによってそのCEPは90mから10mに向上すると指摘されている⁽¹¹⁹⁾。

RRW計画は、最新の安全措置を施すことで、未承認の使用がなされないよう核弾頭をより安全なものにすることを目的としている⁽¹²⁰⁾、具体的には、トライデントⅡに現在搭載されている核弾頭W76の後継として想定されていた。2008会計年度国防授權法によって、RRWは2A段階⁽¹²¹⁾を越えることが禁止された⁽¹²²⁾。議会のこの行動の背景には、核兵器への依存を減らし、核貯蔵の規模を縮減し、核実験モラトリアムを制度化するなど核不拡散体制を強化することなく、新型の核弾頭の開発に踏み切ることは、米国が核不拡散体制の指導者であることと両立しないという判断があった⁽¹²³⁾。また、

RRWの2008会計年度における歳出は、2008会計年度一括歳出法では認められなかった⁽¹²⁴⁾。

V 考察

これまで見てきたように、冷戦期の米国の戦略核運用政策は、ソ連を中心とするワルシャワ条約機構の核・通常戦力に対する抑止を如何に実効的なものとするか、そして抑止が失敗したとき如何に勝利できるかに主眼を置いていた。NATO諸国は、欧州においてはワルシャワ条約機構の通常戦力が優位にあると考えており、これへの対抗が長い間懸案事項であった。

米国の戦略核運用政策の基軸は、ケネディ／ジョンソン政権がそれを採用してから、常に対兵力目標選定であった。ケネディ／ジョンソン政権以降に新たに模索された、「選択性と柔軟性」(ニクソン／フォード政権)にしても、「長期核戦争という選択肢」(カーター政権及びレーガン政権)にしても、戦略核による抑止の対象をワルシャワ条約機構の戦略核から通常戦力など他の戦力まで含め、その抑止を確実なものとするための方策として進められた。このことは、通常戦力による脅威に核兵器で対抗することを選択肢として明示しつつ、消極的安全保障を表明したことにも表れている。つまり、戦略核で

⁽¹¹⁷⁾ Lennox, *op.cit.* (11), p.199.

⁽¹¹⁸⁾ 2003年4月8日の上院軍事委員会公聴会におけるチャールズ・B・ヤング (Charles B. Young) 海軍戦略システム計画局長 (当時) の証言による。Senate Committee on Armed Services, *op.cit.* (10), p.165.

⁽¹¹⁹⁾ Lennox, *op.cit.* (11), pp.212-213.

⁽¹²⁰⁾ Secretary of Energy, Secretary of Defense, and Secretary of State, *National Security and Nuclear Weapons: Maintaining Deterrence in the 21st Century*, July 2007, pp.3-4.
<http://www.dtic.mil/cgi-bin/GetTRDoc?AD=ADA471341&Location=U2&doc=GetTRDoc.pdf>, accessed on September 30, 2008.

⁽¹²¹⁾ 核兵器の取得は8つのプロセスで構成されるとされ、2Aは設計定義・費用研究 (design definition and cost study) である。Senate Committee on Armed Services, *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2008: Report to Accompany S. 1547*, 110th Cong., 1st sess., 2007, Report 110-77, p.625.

⁽¹²²⁾ *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2008*, Public Law 110-181, 110th Cong., 1st sess., January 28, 2008, ff.3111.

⁽¹²³⁾ Senate Committee on Armed Services, *op.cit.* (12), p.626.

⁽¹²⁴⁾ House, *Consolidated Appropriations Act, 2008: Committee Print of the Committee on Appropriations*, 2008, pp.583-585; *Consolidated Appropriations Act, 2008*, Public Law 110-161, 110th Cong., 1st sess., December 26, 2007.

抑止すべき対象は、武力行使の具体的な手段が核・非核によるかに関わらず、核兵器保有国又はそれと連携・同盟した非核兵器国であったのである。

他方、冷戦終結後の米国の戦略核運用政策は、ソ連の主たる承継国であるロシアとの間に軍事的対立が再燃することなどに備えて、核戦力を大幅に増強できるようにしつつ、大量破壊兵器を保有又は開発するとの意図を持つとされる、いわゆる「ならず者国家 (rogue state)」を攻撃目標とすることに焦点を当てるようになる。「ならず者国家」は、具体的には、北朝鮮、イラン及びシリアなどが想定されている。ブッシュ政権はHDBT、MRT及び生物化学剤を撃破する核戦力の必要性をNPRで示したが、これらの攻撃目標としては、主に「ならず者国家」が想定されていると考えられる。特に、「ならず者国家」が保有していると見込まれる生物化学兵器は、米国の同盟国にとって脅威であるとされる。そして、米国が生物化学兵器を保有しない以上、それに対抗するには、現在ある核兵器では威力が大きすぎるので、威力においてそれに見合った低威力核兵器が必要とされるのである⁽¹²⁵⁾。

確かに、核兵器、生物化学兵器、通常兵器では、個々の兵器という単位において、その破壊力は質量ともに大きく異なる。これを、冷戦期と冷戦終結後において、それぞれの安全保障環境を踏まえて、図式化して整理すると次のようになる。もっとも、「ならず者国家」の生物化学兵器と米国の通常戦力については、戦力全体でみると一概に前者が優位とはいえない。

○ 冷戦期

(a) ソ連戦略核 = (b) 米国戦略核 > (c) ワルシャワ条約機構通常戦力 > (d) NATO通常戦力

○ 冷戦終結後

(a') ロシア戦略核 = (b') 米国戦略核 > (c') 「ならず者国家」の生物化学兵器 > (d') 米国通常戦力

先に見てきたように、冷戦期は、(b) 米国戦略核は、(a) ソ連戦略核のみならず(c) ワルシャワ条約機構通常戦力をも抑止するものであった。冷戦期の抑止が有効に機能していたとすれば、冷戦終結後において、兵器の破壊力が質量ともに異なるとはいえ、(b) 米国戦略核が、(c) 「ならず者国家」の生物兵器を抑止できないという主張は、次の二つの場合を除いて妥当ではない。

一つは、抑止に必要な行動様式を「ならず者国家」がとらないという場合である。もう一つは、例えば、米国が自らの体制転覆 (regime change) を積極的に画策すると判断し劣勢を覚悟で軍事的対決を選択するなど、「ならず者国家」が軍事的な勝利を見込めないと判断したにも関わらず武力行使に訴えざるを得ないと認識するような場合である。

「ならず者国家」に対する抑止については、ブッシュ政権は、2002年9月に公表した「米国国家安全保障戦略」において、「報復の脅威に基づく抑止は、自国民の生命や自国の富を賭けて望んで危険を冒そうとする『ならず者国家』の指導者には働きそうもない」と主張した⁽¹²⁶⁾。しかしながら、冷戦期において、ソ連指導部が価値を置くもの、つまりそれを攻撃目標とすることで抑止が成り立つと米国が想定していたものは、ニクソン／フォード政権では産業施設、カーター政権ではこれに加えて政治・軍事指導部、核・通常戦力である。「ならず者国家」の指導者が、自らの政権そのものやそれを支える軍隊にも価値を置かないとは考えられず、抑止が働かないとの主張は成立しない。

⁽¹²⁵⁾ David S. McDonough, *Nuclear Superiority: The 'New Triad' and the Evolution of Nuclear Strategy* (Adelphi Paper no.383), London: International Institute for Strategic Studies, 2006, pp.65-67.

⁽¹²⁶⁾ White House, *The National Security Strategy of the United States of America*, September 2002, p.15. (<http://www.whitehouse.gov/nsc/nss/2002/nss.pdf>), accessed on November 23, 2008.

次に、体制転覆について考えてみる。「ならず者国家」とされる国家は程度の差はあれ国民に政権選択の自由がないなど民主主義が機能しておらず、このような国家の体制はその国民のためにも転覆すべきという見方がある。これについては、核兵器を含む大量破壊兵器の拡散はその国家が属する地域や国際社会の安全保障に対する脅威であることを踏まえつつ、国際社会に理解される方法で対処されるべきである。なお、HDBTなどを撃破する兵器を追求することは、対兵力目標選定の延長線上にあるといえなくもないが、体制転覆を図るなど抑止が働かない状況における使用を想定しているとするれば、それは概念的には冷戦期の核戦略でいう第一撃又は損害限定に近いものといえる。

ブッシュ政権は、NPRにおいて核戦力と通常戦力を一括して扱う方針を示したが、これは従来の核運用政策と大きく異なるものである。戦略軍が世界規模の打撃を所掌するなど組織面の統合については必ずしもそういえないが、CTMやCAVといった通常兵器搭載弾道ミサイルは、着弾し爆発するまでは他国にはそれが核搭載のものと区別できず、核兵器が使用されているという誤った認識を持たせるなど非常に危険である⁽¹²⁷⁾。また、着弾した後ですら、攻撃目標である核兵器が核爆発を起こしたとき、他国にはそれが核兵器による攻撃であったと誤認される可能性もある⁽¹²⁸⁾。ウラジミール・プーチン (Vladimir Putin) ロシア大統領 (当時) は、通常弾頭搭載ICBMの発射は、「核保有国の不適切な反応」、具体的には「戦略核戦力を用い

た全面的な反撃をもたらしかねない」として、その開発について懸念を示した⁽¹²⁹⁾。

これに対しては、弾道ミサイルの発射を早期に把握できるのはロシアだけであり、そのロシアとの関係でいえば外交努力などによってこのような懸念は払拭されるという見解がある⁽¹³⁰⁾。しかしながら、ミサイル防衛の迎撃体の配置が理由でJDECが機能していないなど、平時ですら米露間で信頼醸成措置が十分に機能していない状態があるというのに、緊張が高まった状態でそのような懸念を払拭する外交努力が果たして期待できるだろうか。弾道ミサイルの通常兵器化が追求されるのであれば、例えばICBMは通常弾頭搭載のみとするなど、その兵器の使用が核兵器のそれと混同されないようにする必要がある。

また、SORTは実戦配備されない核弾頭の数量制限をしておらず、SORTの対象外である通常弾頭搭載弾道ミサイルが多数配備されると、仮にSORTが破棄されたとき、通常弾頭搭載弾道ミサイルに未配備の核弾頭を搭載することで、短時間で戦略核を強化することができる。この点からも、通常弾頭搭載弾道ミサイルを導入するとしても、戦略核の数量制限が破棄された際の不可逆性を保障できるような軍備管理体制が構築されている必要がある。なお、戦略核運搬手段については、START Iで、核の搭載の有無と関係なく数量制限が規定されている。つまり、START Iが終了する2009年12月より後は、同様の軍備管理体制が構築されていないとすれば、通常弾頭搭載弾道ミサイルの配備に

⁽¹²⁷⁾ Robert S. Norris et al., *Nuclear Insecurity: A Critique of the Bush Administration's Nuclear Weapons Policies*, New York: Natural Resources Defense Council, September 2004, pp.7-8.

<http://www.nrdc.org/nuclear/insecurity/critique.pdf>, accessed on September 2, 2008.

⁽¹²⁸⁾ Kristensen, *op.cit.* (107), p.18.

⁽¹²⁹⁾ Ministry of Foreign Affairs, "President Vladimir Putin Presented His Annual Address to the Federal Assembly, The Kremlin, Moscow, May 10, 2006."

http://www.mid.ru/brp_4.nsf/e78a48070f128a7b43256999005bcb3/d955326aff6fc4efc325716b00345747?OpenDocument, accessed on July 16, 2008.

⁽¹³⁰⁾ 高橋杉雄「米国の『新たな三本柱』と戦略核戦力の将来」日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター『米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』2007, pp.44-45.

<http://www.cpdnp.jp/beikokukakuseisaku.htm>, accessed on June 11, 2008.

表3 1990年以降に米国、ロシア、英国、フランス、中国が実戦配備したICBM・SLBM

名称 (注1)	米 国			ロシ ア			英 国	フ ラ ンス	中 国
	ミニット マンⅢ Mk-21 (SERV)	トライデントⅡ		Topol-M/SS-27		R-29RM/ SS-N-23 M1	トライデ ントⅡ	M-45	東風31/ CSS-9
種 類	固定式 ICBM	SLBM	SLBM	固定式 ICBM	移動式 ICBM	SLBM	SLBM	SLBM	移動式 ICBM
配 備 年	2006	1992	1990	1997	2006	2007	1994	1997	2008
弾 頭 数	1	6	6	1	1	4	1-3	4-6	1 (注3)
弾頭破壊力 (単位:キ ロトン)	300	100	475	550	550	100	100	100	200-300
CEP(単位: メートル) (注2)	120	90	90	350	350	500	90	350	300

(注1) 米国についてはRVの名称、ロシアと中国のミサイルについては米国の呼称も併せて記載した(「/」以下)。

(注2) ミニットマンⅢ/Mk-21(SERV)及びR-29RM/SS-N-23 M1のCEPは改良前のものである。

(注3) MIRV化ICBMともいわれている。

(出典) Shannon N. Kile et al., "World Nuclear Forces, 2008," in Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2008: Armaments, Disarmament and International Security*, Oxford: Oxford University Press, 2008, pp.366-398; Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "U.S. Nuclear Forces, 2008," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.64 issue 1, March/April 2008, pp.50-53; Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "Russian Nuclear Forces, 2008," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.64 issue 2, May/June 2008, pp.54-57; Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "Chinese Nuclear Forces, 2008," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.64 issue 3, July/August 2008, pp.42-45; Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "French Nuclear Forces, 2008," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.64 issue 4, September/October 2008, pp.52-54; Duncan Lennox, ed., *Jane's Strategic Weapon Systems*, Coulsdon: Jane's Information Group, 2008, issue 48を基に筆者作成。

は条約上は制約が存在しなくなることに留意する必要がある。

なお、米国はSERVやE 2で命中精度の向上を図っているが、表3にあるように核戦力強化はどの国も行っていることであり、米国のそれが出ているわけではない。また、ロシアはミサイル防衛による迎撃を回避するためにMARVを推進しており、Topol-MはMARV化ICBMとされる⁽¹³¹⁾。もっとも、米国のICBM・SLBMは、命中精度などで他を圧倒する硬化目標破壊能力を持つといえる。

おわりに

ブッシュ政権が核兵器について地中貫通能力や硬化目標破壊能力を強化しようとしてきたのは、それ自体は兵器の一般的な能力向上として

位置づけられるかもしれない。しかしながら、現在ある核兵器では「ならず者国家」の生物化学兵器を十分に抑止することはできないなどと米国が主張するのは、同レベルの破壊力を持たないのが理由というよりは、圧倒的に強力な軍事力を背景に、自国にとって好ましい安全保障環境を構築しようとしていることの表れといえる。

他方、通常弾頭搭載弾道ミサイルを含む「新たな3本柱」の模索は、ロシアとの間の軍備管理体制を十分に考慮したものとは、必ずしもいえない。冷戦期のような対立関係とはほど遠いとはいえ、地球を破壊できる強力な核戦力を保有する米露が、戦略的安定性に基づく軍備管理体制をさらに強化することは、国際社会の安全保障にとって必須の課題である。

(まつやま けんじ)

(131) Lennox, *op.cit.* (11), p.164.

〈略語一覧〉

ALCM	Air-Launched Cruise Missile	空中発射巡航ミサイル
CAV	Common Aero Vehicle	共通航空運搬体
CEP	Circular Error Probable	半数必中界
C ³ I	Command, Control, Communications and Intelligence	指揮・統制・通信及び情報
C ⁴ ISR	Command, Control, Communications, Computers, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance	指揮・統制・通信・コンピューター・情報・監視及び偵察
CTM	Conventional Trident Modification	トライデント通常兵器仕様改良
E2 (計画)	Enhanced Effectiveness	強化される有効性 (計画)
HDBT	Hard and Deeply-Buried Target	堅固で地中深く埋められた目標
ICBM	Intercontinental Ballistic Missile	大陸間弾道ミサイル
JCS	Joint Chiefs of Staff	統合参謀本部
JDEC	Joint Data Exchange Center	統合データ交換センター
JSTPS	Joint Strategic Target Planning Staff	統合戦略目標計画担当参謀
MAD	Mutual Assured Destruction	相互確証破壊
MARV	Maneuvering Reentry Vehicle	機動式再突入体
MIRV	Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle	個別誘導複数再突入体
MRT	Mobile and Relocatable Target	移動式及び再配置可能な目標
MRV	Multiple Reentry Vehicle	複数再突入体
NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
NPR	Nuclear Posture Review	核態勢見直し
NPT	Non-Proliferation Treaty	核兵器不拡散条約
NSC	National Security Council	国家安全保障会議
NSDD	National Security Decision Directive	国家安全保障決定指令
NSDM	National Security Decision Memorandum	国家安全保障決定覚書
NSPD	National Security Presidential Directive	国家安全保障大統領指令
NSTL	National Strategic Target List	国家戦略目標リスト
NUWEP	Nuclear Weapons Employment Policy	核兵器使用政策
OPLAN	Operational Plan	作戦計画
PBV	Post Boost Vehicle	ポストブースト・ビークル
PD/NSC	Presidential Directive/NSC	大統領指令
PDD/NSC	Presidential Decision Directive/NSC	大統領決定指令
PGS	Prompt Global Strike	迅速な世界規模の打撃
PLNS	Pre- and Post-Launch Notification System	事前・事後発射通告システム
QDR	Quadrennial Defense Review	4年ごとの国防見直し
RNEP	Robust Nuclear Earth Penetrator	強化型地中貫通核兵器
RRW	Reliable Replacement Warhead	信頼性のある交換弾頭
RV	Reentry Vehicle	再突入体
SDI	Strategic Defense Initiative	戦略防衛構想
SERV	Safety Enhanced Reentry Vehicle	安全強化再突入体
SIOP	Single Integrated Operational Plan	単一統合作戦計画
SLBM	Submarine-Launched Ballistic Missile	潜水艦発射弾道ミサイル
SORT	Strategic Offensive Reductions Treaty	戦略攻撃能力削減条約
SSBN	Fleet Ballistic Missile Submarine	弾道ミサイル搭載原子力潜水艦
SSGN	Guided-Missile Submarine	誘導ミサイル搭載原子力潜水艦
START	Strategic Arms Reduction Treaty I	第1次戦略兵器削減条約
START II	Strategic Arms Reduction Treaty II	第2次戦略兵器削減条約